

大阪府職員による講義
「大阪の課題と行政の取り組み」
SDG s と大阪
～SDGsを実践してみよう！～

2025年4月

大阪府 政策企画部 企画室 連携課

**SDGsは、折り返し地点を過ぎました。
SDGsの進捗状況はどうでしょうか？**

2015年

2023年

2030年



折り返し地点

SDGsの目標のうち軌道にのっている割合は？

A) 17%

B) 26%

C) 52%

SDGsのターゲットのうち、現時点で達成に向けた軌道に乗っているのは**わずか17%**であり、半数近くは最低限かわずかに進捗、3分の1超は停滞または後退していることが明らかになりました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長引く影響、紛争の悪化、地政学的緊張、気候カオス（大混乱）の拡大により、進捗が大きく妨げられています。

国連広報センターHPより

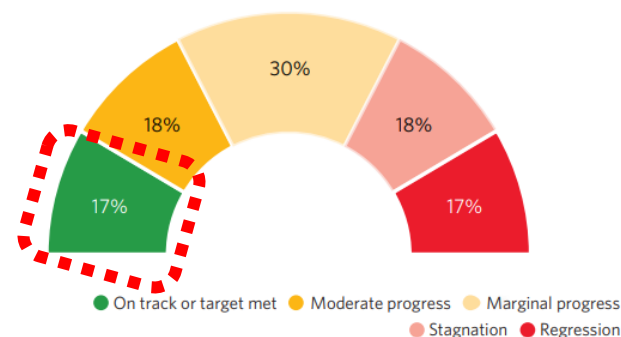


2024年6月にリリースされた
「The Sustainable Development Goals Report 2024」

I. The current status of the SDGs: severely off track

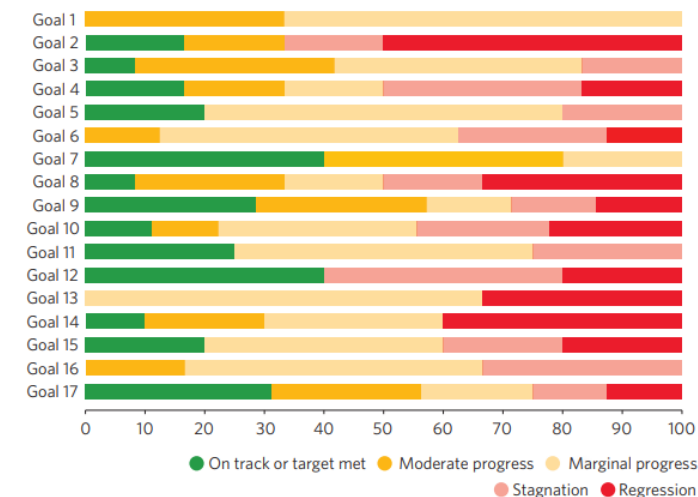
The progress assessment carried out in 2024 reveals that the world is severely off track to realize the 2030 Agenda. Of the 169 targets, 135 can be assessed using available global trend data from the 2015 baseline to the most recent year, along with custodian agency analyses; 34 targets lack sufficient trend data or additional analysis. Among the assessable targets, only 17 per cent display progress sufficient for achievement by 2030. Nearly half

Overall progress across targets based on 2015–2024 global aggregate data



(48 per cent) exhibit moderate to severe deviations from the desired trajectory, with 30 per cent showing marginal progress and 18 per cent moderate progress. Alarming, 18 per cent indicate stagnation and 17 per cent regression below the 2015 baseline levels.¹ This comprehensive assessment underscores the urgent need for intensified efforts to put the SDGs on course. Detailed analysis by target can be found at the end of this report.

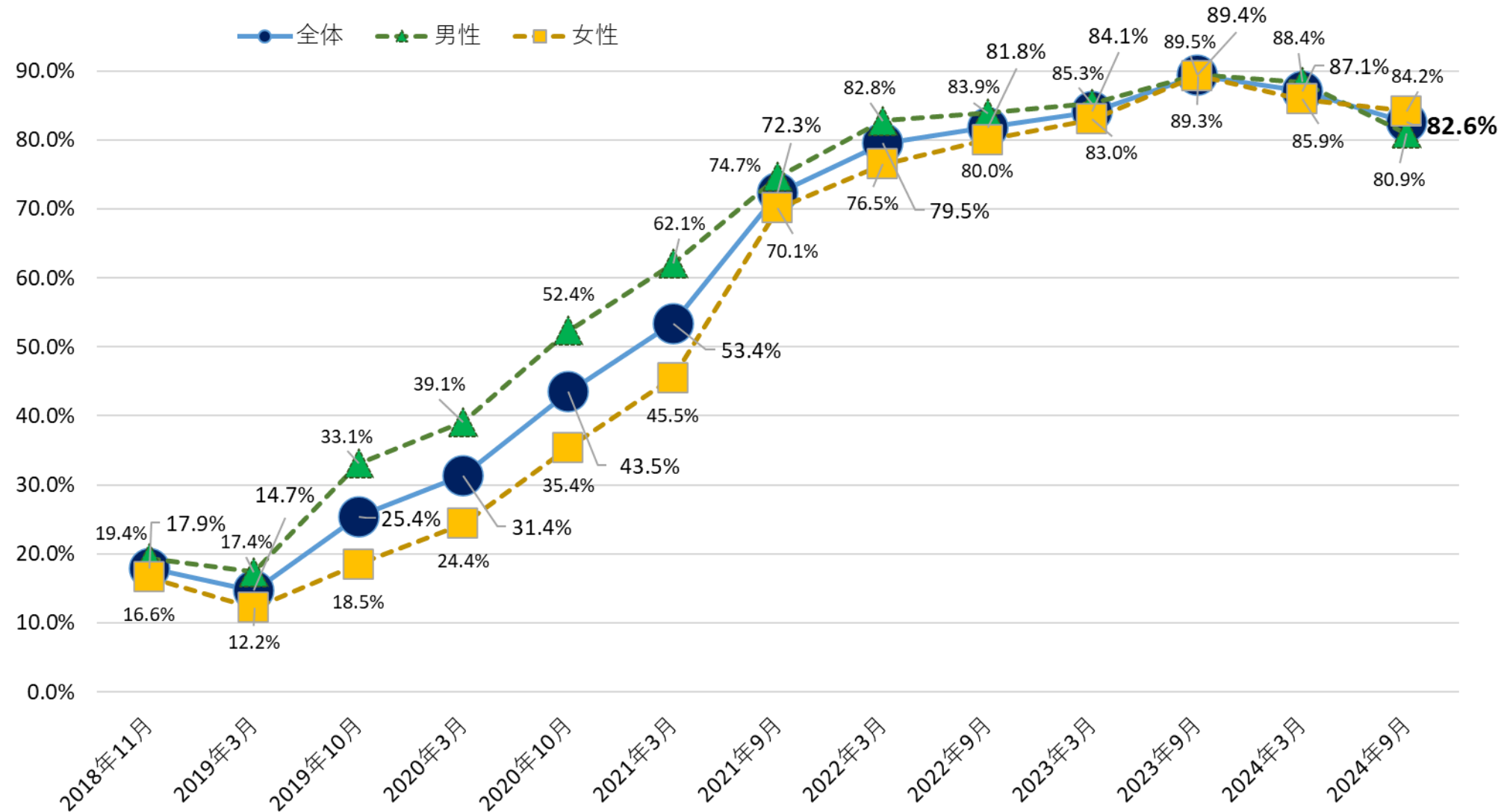
Progress assessment for the 17 Goals based on assessed targets, by Goal (percentage)



出典：「The Sustainable Development Goals Report 2024」

大阪のSDGsの認知度はどれくらいでしょうか？

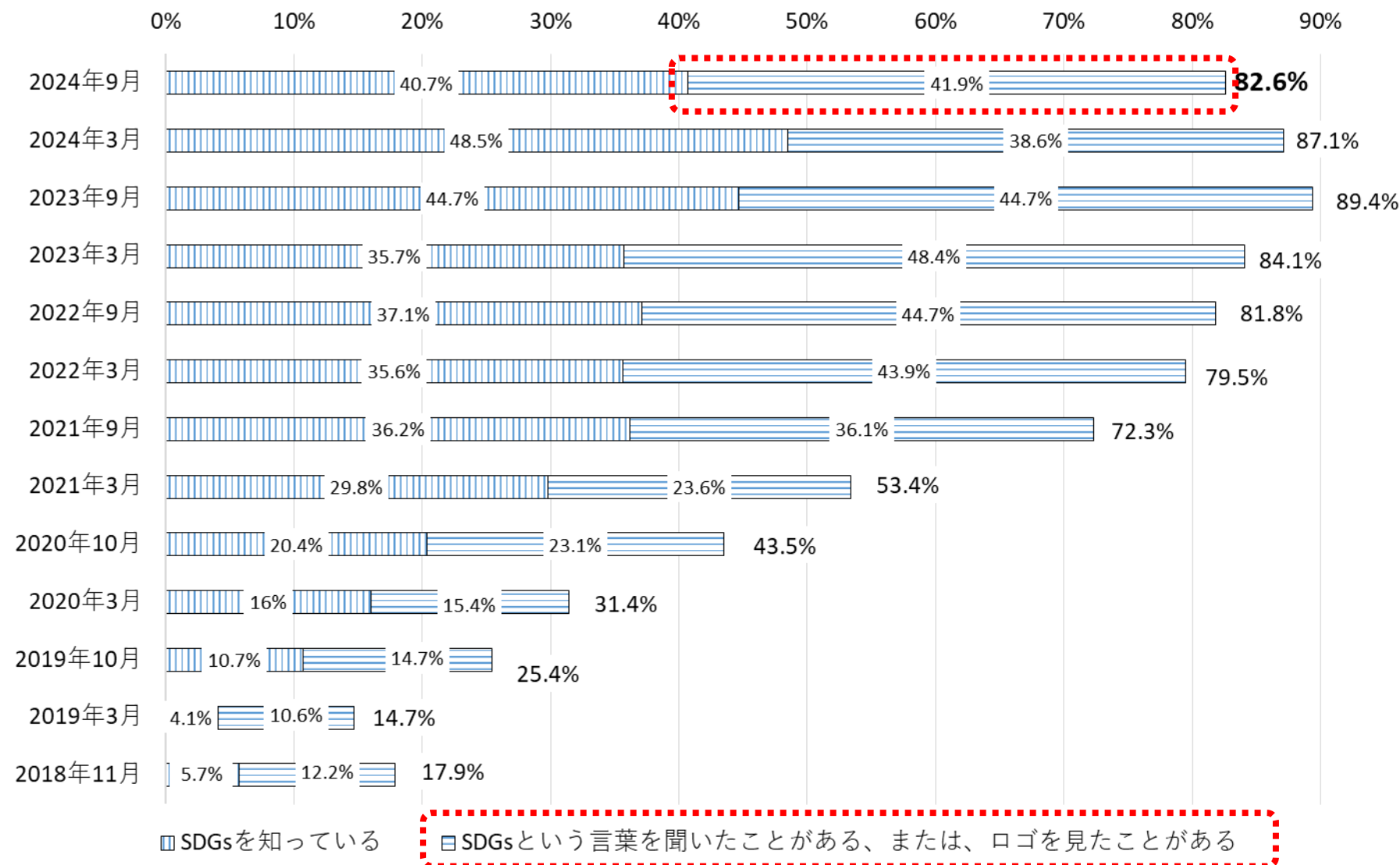
府民全体の認知度は、82.6%（2024年9月時点）

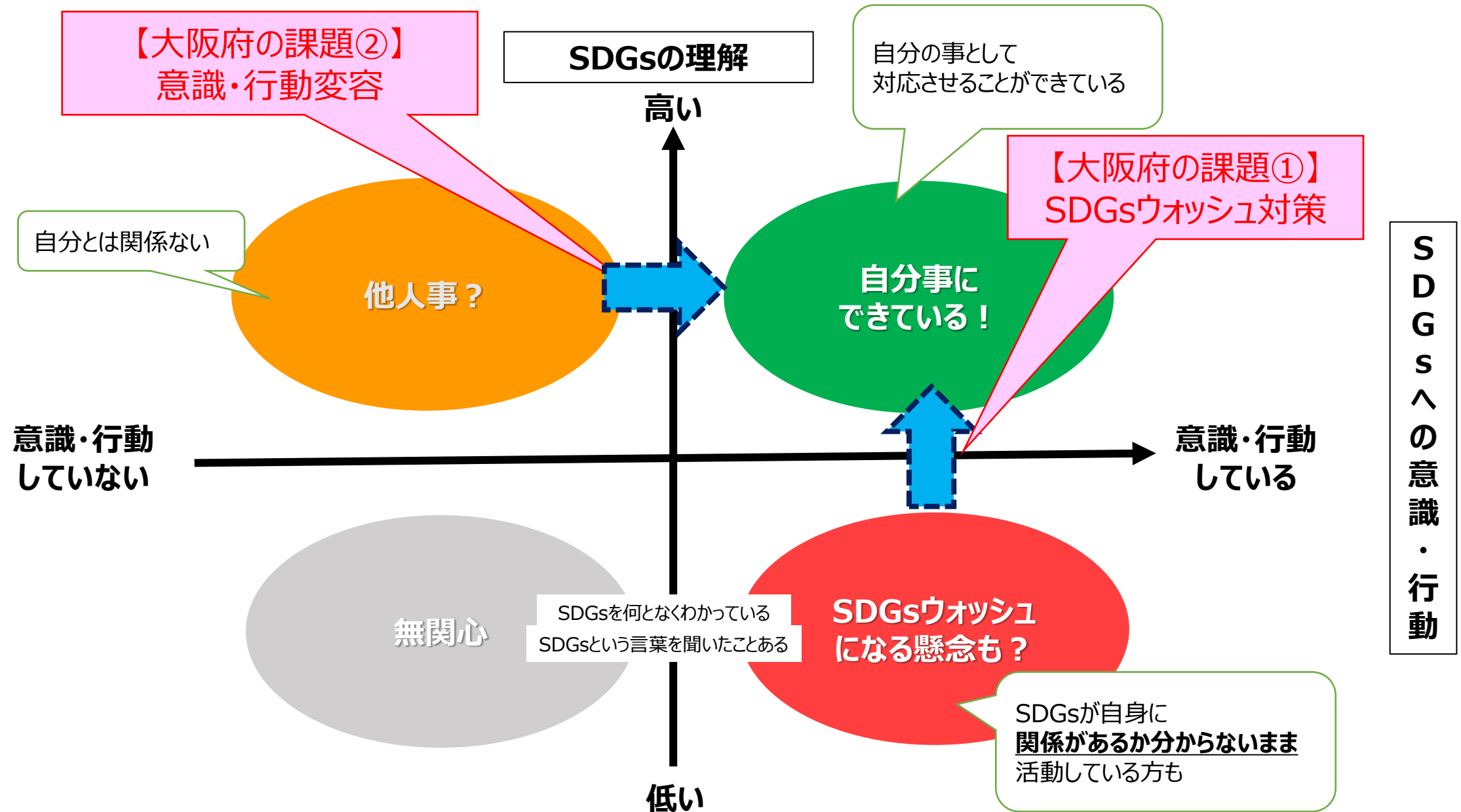


※「SDGsを知っている」と「SDGsという言葉聞いたことがある、または、ロゴを見たことがある」の合計をSDGsの認知度としている

SDGsの認知度は高まっているものの、半数が「SDGsという言葉聞いたことがある、またはロゴを見たことがある」

■SDGs認知度（全体）







「SDGsウォッシュ」とは？

⇒SDGsに取り組んでいるように見えて、実態が伴っていないことを揶揄する言葉



SDGsウォッシュは、「グリーンウォッシュ（あたかも環境にはいいよしているかのようにみせかけること）」が由来とされています

この講義で習得していただきたいこと

①SDGsのポイントが理解できる

②SDGsを「ジブンゴト化」できる

- 2015年9月国連総会で採択された「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」に記載
- **2030年**までの国際目標。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む。
- 持続可能な世界を実現するための**17**のゴール(目標)、**169**のターゲットから構成。



(出典) 国連広報センター

仮訳

2015年9月25日第70回国連総会で採択

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（抜粋）

前文

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものである。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。

我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解き放ち、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。

我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、**誰一人取り残さない**ことを誓う。

今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標（MDGs）を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。

これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち**経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。**

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう15年間にわたり、行動を促進するものになる。



2030 年の世界

Imagine a different world

想像してみてください、今とは違う世界を

この世界には、**貧困**も**飢餓**もありません。

すべての人が**健康**と**福祉**を手にしています。

質の高い教育は**ジェンダー平等**の社会を導きました。

世界の人々に**安全な水**と持続可能な**エネルギー**が行き渡り

持続可能な発展を後押ししています。

働きがいと**経済成長**によって安定した社会となり

持続可能な**産業**と**技術革新**への投資に転換したおかげで

国の不平等がなくなりました。

誰もが持続可能な**街**や**コミュニティ**に住み

つくる**責任**とつかう**責任**は、**気候変動防止**に貢献しています。

海の豊かさの保護と**陸の生物多様性**で

地球上のすべての命が豊かになりました。

地球上のすべての人々が**ついに平和で公平な社会**に生き、

グローバルな**パートナーシップ**が大切な役割を担っています。

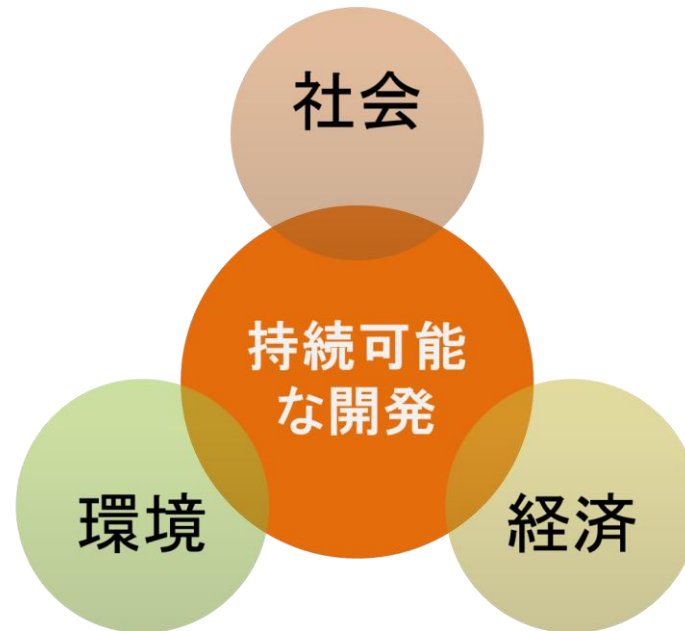
「出典:The New Division、(株)ワンプラネット・カフェ訳」

まずは、皆様が思い描く

SDGsが達成された社会・世界

を考えてみましょう

※ワークシートを記入ください。



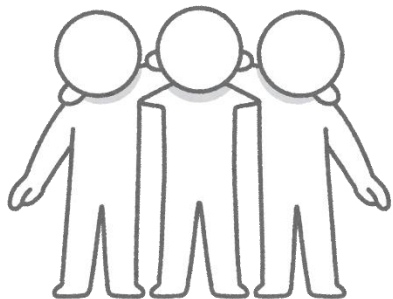
<ポイント>

○ 社会課題の併記

これまで対立すると考えられていた、「人権と開発」、「環境と経済成長」等の社会課題を併記。
（「より良い社会」というより高次のビジョンの提示）

○ 経済的な視点の包摂

「持続可能性」≡「経済性の担保」⇒ 経済的な要素の必要性を謳う。
（ビジネスなど、自己メリット追及型の課題解決アプローチの許容）



みんなで頑張る



社会的に弱い立場にある人々を含め、あらゆる人を、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

<ポイント>

○ 野心的（背伸び）

全ての人を救済するというハードルの高い、野心的な理念・ビジョンの提示

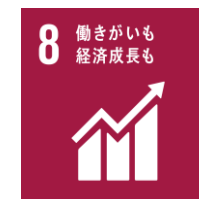
○ 支えあいの精神

SDGs達成のために取り組むべき主体は国際社会、地域（region）、国家、地方(local)、企業、教育機関、NPO/NGO、個人

⇒どんな人間も必ず課題解決のアクターになりうる。

<ポイント>

- **同時解決**（あるゴールの解決のための取組みを、別のゴールの課題解決につなげる）



- **インパクトのベクトルを変える**

（社会に悪影響を及ぼすアクションに工夫を加え、別のゴールのポジティブアクションに変える）



- **トレードオフの考慮**

（社会のためにしていることが、他のゴールの視点で見ると悪影響を及ぼす可能性を考慮する）

安価なバイクで
街の移動が
便利に



交通事故が
急増

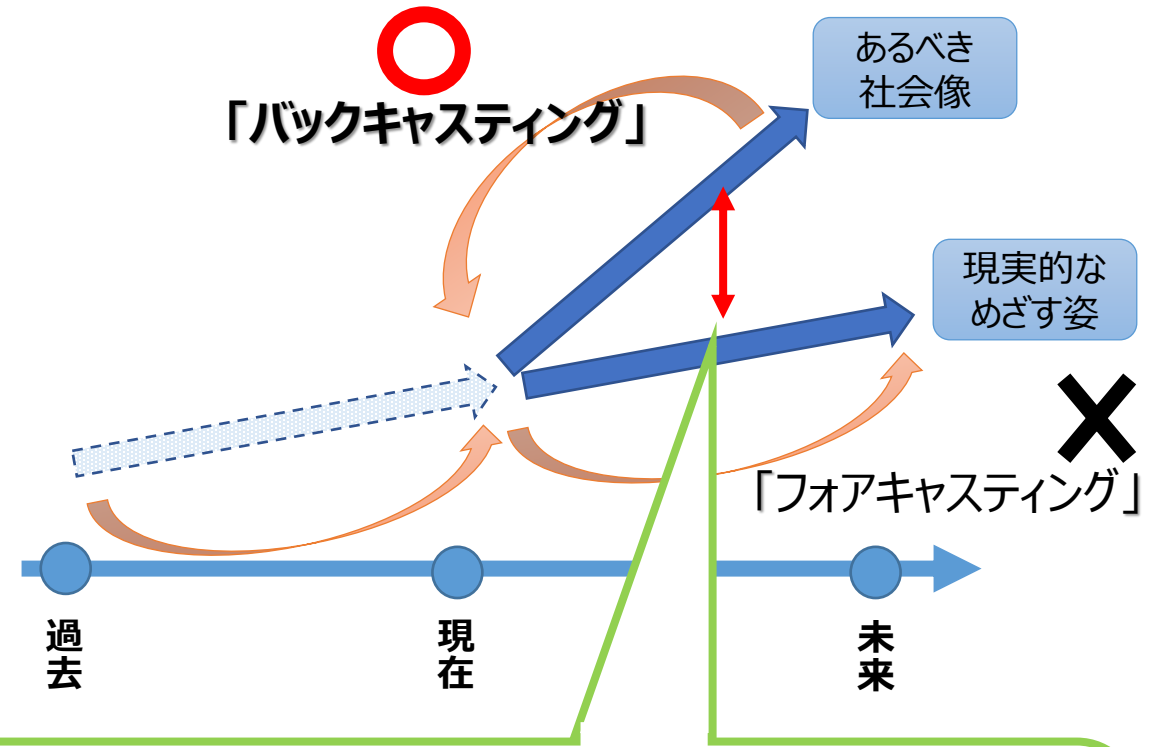
SDGs

「バックカスティング」

未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える方法

「フォアカスティング」

過去のデータや実績などに基づき、現状で実現可能と考えられることを積み上げて、未来の目標に近づけようとする方法



- ・どうしても、足りない部分は、**新たなアイデアやイノベーション等で**クリアしていく
- ・自社単独では難しいものは、パートナーシップで、色々な方と協業し、**みんなで革新を創出**していく

大谷 翔平 2010

8-8 体のケア	8-1 サリメント をのむ	8-2 FSQ 90kg	1-8 イラスト改善	1-1 体幹強化	1-2 軸をぶらさ	2-8 角度をつける	2-1 上からボール をすたく	2-2 リストの 強化
8-7 柔軟性	8-0 体づくり	8-3 RSQ 130kg	1-7 リリースポイント の安定	1-0 コントロール	1-3 不安をなくす	2-7 力まない	2-0 キレ	2-3 下半身主導
8-6 スタミナ	8-5 可動域	8-4 食事 朝3杯	1-6 下肢の強化	1-5 体を開かない	1-4 メタルコントロール をする	2-6 ボールを 前でリリース	2-5 回転数アップ	2-4 可動域
7-8 はっきりとした 目的をもつ	7-1 一喜一憂 しない	7-2 頭は冷静 心は熱く	6 体づくり	1 コントロール	2 キレ	3-8 軸でまわす	3-1 下肢の強化	3-2 体重増加
7-7 ピッチに 強い	7-0 メンタル	7-3 雰囲気 に流されない	7 メンタル	7 ドラ1 8球団	3 スピード 160km/h	3-7 体幹強化	3-0 スピード 160km/h	3-3 肩周りの強化
7-6 涙を 流さない	7-5 勝利への 執念	7-4 仲間を 思いやる心	6 人間性	5 運	4 変化球	3-6 可動域	3-5 ライナー キャッチボール	3-4 ピッチング を増やす
6-8 感性	6-1 愛される人間	6-2 計画性	5-8 あいさつ	5-1 ゴミ拾い	5-2 部屋を片づ	4-8 コントロール を増やす	4-1 フォーク完成	4-2 スライダ ンキレ
6-7 思いやり	6-0 人間性	6-3 感謝	5-7 道具を 大切に使う	5-0 運	5-3 審判さんへの 態度	4-7 遅く落差の あるカーブ	4-0 変化球	4-3 左打者への 決まり球
6-6 礼儀	6-5 信頼される人間	6-4 継続力	5-6 プラス思考	5-5 応援される 人間になる	5-4 本を読む	4-6 スローと同じ フォームで投げる	4-5 外ライクから ボールに投 げるコントロール	4-4 実行力を イメージ

SDGsを実践してみよう！！

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

- ・大阪府は、万博開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsの達成に貢献する「SDGs先進都市」をめざしています。
- ・オール大阪でSDGsの新たな取り組みの創出を図っていくことを目的に、「Osaka SDGs ビジョン」を令和2年3月に策定しました。

Osaka SDGs ビジョン

令和2年3月版

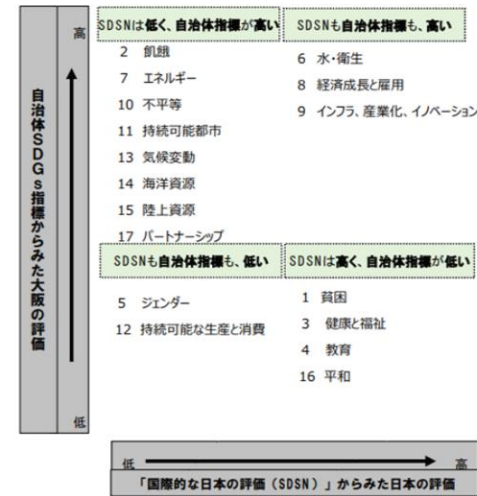
大阪府

令和2年3月「OSAKA SDGs ビジョン」



SDGs17ゴールの現在の到達点の分析【個別ゴールの4分類整理】

ビジョン策定時



中間点検時



※指標（スコア）を4段階で分類し（100以下「A」、75以下「B」、50以下「C」、25以下「D」）
A・Bは高評価、C・Dは低評価としている。

国際評価があがったもの

ゴール11

国際評価が下がったもの

なし

国内評価があがったもの

ゴール3、5、12

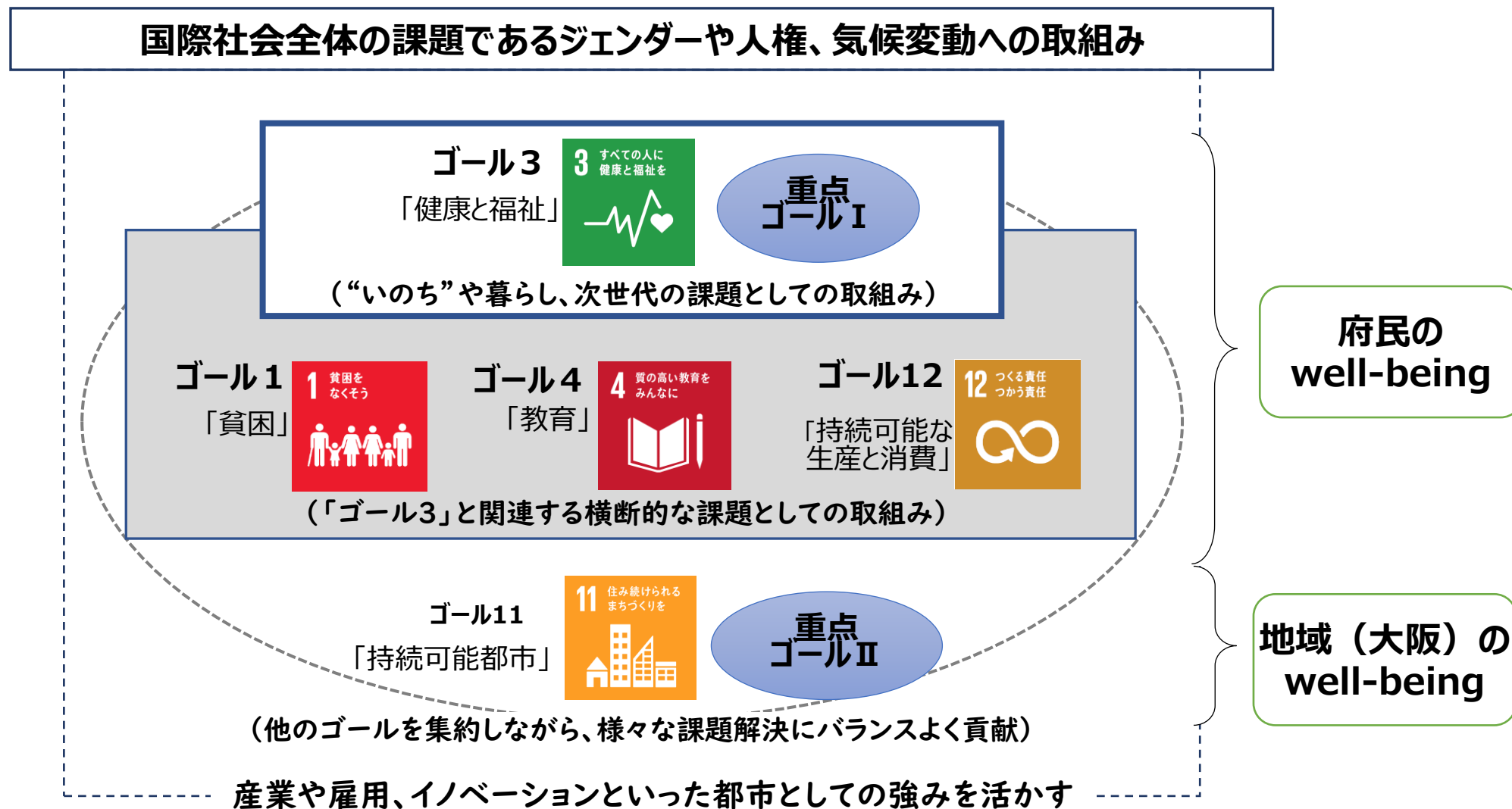
国内評価が下がったもの

ゴール8、10

令和5年3月「OSAKA SDGs ビジョン中間点検（案）」



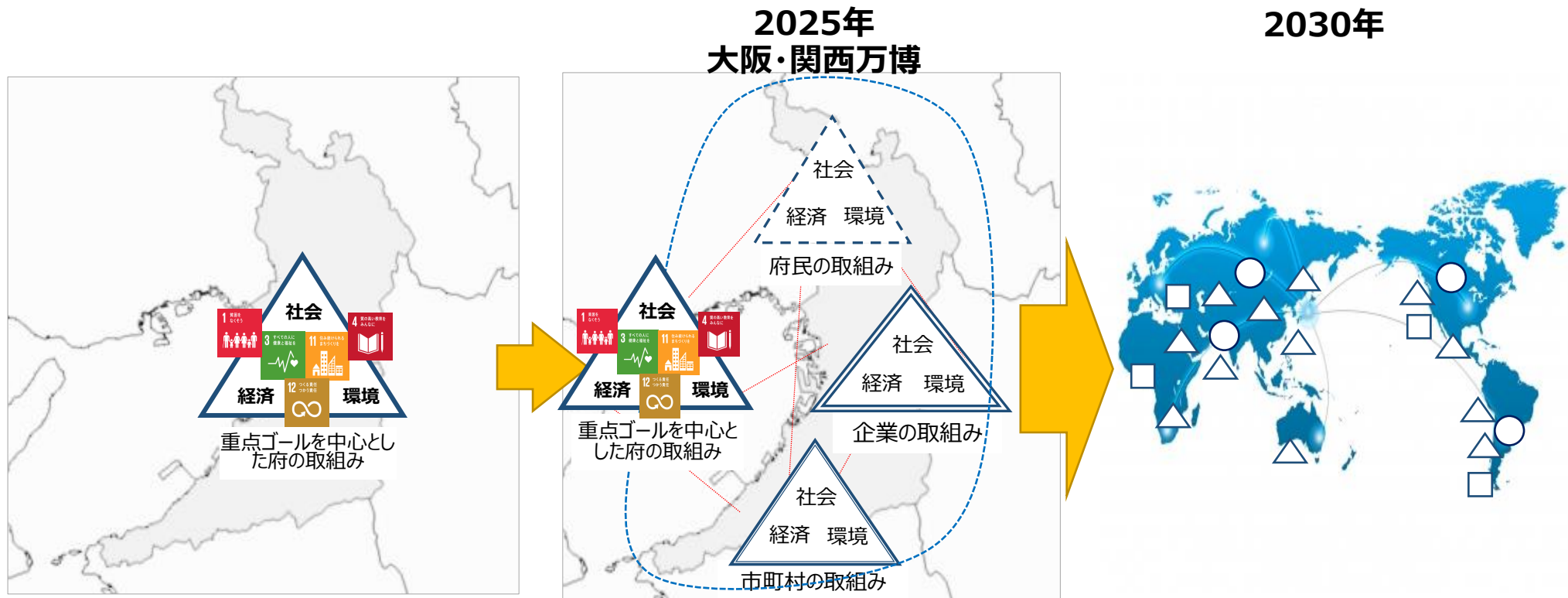
◆2025年大阪・関西万博に向けて取り組む「重点ゴール」



SDGs先進都市をめざして

SDGs先進都市 = 誰もがSDGsを意識し、一人ひとりが自律的に17のSDGs全ての達成をめざしていくこと

→様々なステークホルダーが連携・協調し、「大阪」がSDGsを体現したまちを発信していく



万博において、**大阪のあらゆるステークホルダーが、会場の内外でSDGsを体現し、行動**する姿を世界に発信

日本全体や世界とのつながりの中で、先頭に立って、世界とともにSDGsを達成する



大阪府

みんなで参加しよう！
私のSDGs宣言プロジェクト

私のSDGs宣言
はこれ！

SDGsはむずかしくない！
はじめよう！SDGs

1 貧困をなくそう 2 健全な食生活を実現しよう 3 持続可能な開発目標を達成しよう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギーを世界中に 8 働きがいも、経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくばない、つかう減らし、リサイクルしよう 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

私のSDGs宣言プロジェクトへの参加方法

大阪府SDGs【公式】Twitter
●@osakaprefSDGs をフォロー
●#私のSDGs宣言プロジェクト をつけて参加してね！

大阪府インターネット申請・申込みサービス
大阪府 SDGs で検索！

○「私のSDGs宣言プロジェクト」とは

➢企業・団体・府民などの皆様が、
自ら行うSDGs達成に向けた目標や活動を宣言する
プロジェクトです

○宣言数（2025年2月末時点）

累計：6,622件（うち企業団体709件）

個人のSDGs宣言の例

- ・買い物は、車を使用せずに自転車や徒歩で移動する。
- ・エアコンや、冷暖房機器を、必要以上に使用することを控える。
- ・マイバッグ、マイボトル、マイ箸を持参する。
- ・環境に配慮された商品を購入する。
- ・普段の買い物でも、消費期限の早いものから買うようにする。

実践SDGs！（ワークタイム②）

SDGs達成に向け自分たちができる活動を考える

ステップ1

ワーク①で考えたSDGsが達成された社会・世界と現実の社会・世界の乖離や、それを実現するために必要だと考える活動等を検討してください



ステップ2

「ステップ1」を踏まえて、SDGsが達成された社会・世界の実現に向けて「**自身に取り組める行動**」を検討ください

（その行動がSDGsのどのゴールに貢献できるのかも併せて考えてみましょう）

- まずは個人で考えましょう。その後、自分の案をグループのメンバーに共有しましょう。他のメンバーの意見を聞いてブラッシュアップしてみましょう

- ・発表の方法は各班で考えてください（代表者が発表、全員で発表など）

- ・発表項目は以下のとおりです

- ①自分たちが考えるSDGsが達成された社会・世界

- ②現実の社会・世界の乖離や、実現するために必要だと考える活動

- ③グループメンバーそれぞれが考える自分たちができる行動



<作業シート>

28

大阪府職員による講義「大阪の課題と行政の取り組み」 SDGsと大阪 ～SDGsを実践してみよう！ワークシート～

1. 年代

10代 20代

2. 自身が考えるSDGsが達成された社会・世界を記載ください

3. 「2.」で考えた社会・世界と現実の社会・世界の乖離や、②を実現するために必要だと考える活動等を記載ください

4. 「3.」を踏まえて自身が取り組める行動を記載ください

上記行動により達成できると思うゴール番号をすべて記載ください



※「4.」のみ私のSDGs宣言として大阪府HPに公表いたします（匿名）

大阪府 Osaka Prefectural Government

防災・緊急情報

分類から探す

目的から探す

組織から探す

キーワードから探す

トップページ > 市政運営・統計 > 施策・計画 > SDGsの取組み > 私のSDGs宣言プロジェクト > 個人で参加いただいた皆さまのSDGs宣言

更新日：2025年3月12日 ページID：34064

個人で参加いただいた皆さまのSDGs宣言

みんなで宣言して
活動の輪を広げよう！



皆さまから寄せられたSDGs宣言をご紹介します。

学生・園児の皆さんから宣言いただきました！



近畿大学国際学部 (PDF: 129KB)



大阪成蹊短期大学 (令和5年度) (PDF: 381KB)
大阪成蹊短期大学 (令和6年度) (PDF: 348KB)



大和大学 (PDF: 153KB)

皆様が考えたSDGs達成に向けた行動は
匿名で大阪府HPに掲載いたします

近畿大学国際学部 (PDF: 821KB)

近畿大学国際学部 (PDF: 127KB)

近畿大学国際学部 (PDF: 109KB)

Appendix（参考資料）

- ・SDGsの169のターゲット

- ・国内比較の個別指標の分析（大阪のSDGs関連データ）

※自治体SDGs推進評価・調査検討会「地方創生SDGsローカル指標リスト（2022年9月改定版）」を用いて
大阪府にて分析

ゴール	ターゲット
ゴール 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を	1.1 2030年までに、現在 1 日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
	1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

ゴール	ターゲット
ゴール2 飢餓を終わらせ、持続可能な食料・農業・農村の安全保障を促進する	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
	2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。
	2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
	2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

ゴール	ターゲット
ゴール3. あらゆる年齢、福祉を促進するの健康な生活を確保	3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
	3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

ゴール	ターゲット
ゴール4. 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
	4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

ゴール	ターゲット
ゴール5. 及びジェンダーの能力強化を行う、全ての女性	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
	5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

ゴール	ターゲット
利 用 可 能 性 と 全 持 続 的 な 管 理 と 衛 生 保 護	6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

ゴール	ターゲット
近 価 ゴ 代 か ー 的 つ ル 工 信 7. エ ネ 頼 を ル で 全 確 ギ き て 保 ー る の す へ 持 人 の 続 々 ア 可 の ク 能 セ な 安	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

ゴール	ターゲット
ゴール8. 生産的包摂な雇用と働きがいのある経済成長及び全雇用の人々の完全 セント・ワーク）を促進する	8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

ゴール	ターゲット
構 築 的 強 靱 かつ 持続可能な産業のインフラ ゴール9: 包摂的かつ持続可能な産業化を促進する	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。

ゴール	ターゲット
ゴール10. 各国内及び する各国間の 不平等を是正	10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
	10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
	10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
	10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

ゴール	ターゲット
ゴール11. 持続可能な都市及び人間居住（レジリエンス）	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

ゴール	ターゲット
ゴール 12. 持続可能な生産消費形態を確保する	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

ゴール	ターゲット
講 じ る 響 を 軽 減 す る た め の 緊 急 対 策 の 影	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

ゴール	ターゲット
ゴール14. 源を保全し、持続可能な形で利用する海洋資源	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
	14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
	14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

ゴール	ターゲット
土 推 ゴ 地 進 の 、 ル 劣 持 15. 化 続 の 可 陸 阻 能 域 止 な 生 ・ 森 態 回 林 系 復 の の 及 経 保 び 営 護 生 、 物 砂 回 多 漠 復 様 化 、 性 へ 持 の の 続 損 対 可 失 処 能 を 、 な 阻 並 利 止 び 用 す に の	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

ゴール	ターゲット
し ゴ に 、 ー お 全 ル い て 16. て の 効 人 持 果 々 続 的 に 可 で 司 能 説 法 な 明 へ 開 責 の 発 任 ア の の ク た あ セ め る ス の 包 を 平 摂 提 和 的 供 で な し 包 制 、 摂 度 あ 的 を ら な 構 ゆ 社 築 る 会 す し を る べ 促 ル 進	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

ゴール	ターゲット
し、 グ ロー バル・ パート ナー シップ を 活 性 化 す る ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化	資金/Finance 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
	17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
	17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
	17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
	17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	技術/Technology 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
	17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
	17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
	能力構築/Capacity-building 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

ゴール	ターゲット
ゴール17. グローバル・持続可能な開発のためのパートナーシップを活性化し、	貿易/Trade 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
	17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
	17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
	体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
	マルチステークホルダー・パートナーシップ/Multi-stakeholder partnerships 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	データ、モニタリング、説明責任/Data, monitoring and accountability 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
	17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 1.2.1	年間収入100万円未満の世帯割合 （年間収入100万円未満の世帯数／総世帯数） ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	57.56	B	57.05	B
LI 1.3.1.1	第1号介護保険の被保険者割合（第1号被保険者数／65歳以上人口）	0.00	D	57.35	B
LI 1.3.1.2	20-59歳における公的年金加入率（20～59歳の加入者／20～59歳人口）	27.90	C	54.44	B
LI 1.5.1	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者数（5か年平均） （自然災害による死者・行方不明者数／総人口）	98.92	A	94.03	A（※）
LI 1.5.2	県内総生産当たりの自然災害による被害額（5か年平均） （自然災害による被害額／県内総生産）	99.93	A	93.51	A（※）
LI 1.5.3.1	防災訓練実施回数	4.70	D	9.54	D
LI 1.5.3.2	防災カルテを作成している市区町村の割合（防災カルテ作成市区町村数／市区町村数）	96.32	A	34.83	C
LI 1.5.4	自主防災組織活動カバー率	89.00	A	81.51	A
LI 1.a.2.1	人口1人当たりの衛生費（衛生費／総人口）	14.32	D	35.42	C（※）
LI 1.a.2.2	人口1人当たりの教育費（教育費／総人口）	49.74	C	38.27	C（※）
LI 1.b.1	人口1人当たりの生活保護費（生活保護費／総人口）	0.00	D	69.65	B（※）
LI 1.x.1	世帯当たりの預貯金残高	66.22	B	61.76	B
LI 1.x.2	エンゲル係数（食料への支出／消費支出）	32.04	C	52.85	B

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 2.1.1.1	内分泌，栄養及び代謝疾患における患者割合 （内分泌，栄養及び代謝疾患における総患者数／総人口）	97.96	A	74.97	B
LI 2.1.1.2	給食施設における栄養士の有無 （（総施設数－管理栄養士・栄養士がどちらもない施設数）／総施設数）	34.72	C	56.13	B
LI 2.2.1	5歳児童における痩身傾向児の出現率（一部の県：データなし）	93.46	A	92.35	A（※）
LI 2.2.2	栄養状態が不良な5歳児の割合（一部の県：データなし）	76.47	A	77.03	A（※）
LI 2.2.3	15～44歳の女性人口10万人当たりの貧血の受療率 （（15～44歳の女性における鉄欠乏性貧血の推計患者数／15～44歳の女性総人口） ×100,000）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 2.3.1.1	農業従事者1人当たりの農業産出額（農業産出額／農業従事者数）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 2.3.1.2	林業就業人口1人当たりの林業産出額 （林業産出額（栽培きのこ類生産を除く）／林業就業人口）	1.78	D	40.65	C（※）
LI 2.4.1.1	農業従事者1人当たりの経営耕地面積（販売農家の経営耕地面積／農業従事者数）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 2.4.1.2	有機JASほ場の面積割合（国内における有機JASほ場の面積／耕地面積）	8.15	D	26.98	C（※）
LI 2.a.1	投資額に対する農業産出額（農業産出額／農業基盤整備に対する投資額）	20.94	D	36.13	C（※）
LI 2.x.1	農業従事者（自営農業に従事した世帯員数）の平均年齢	55.00	B	43.32	C
LI 2.x.2	食料自給率（カロリーベース）	0.46	D	24.21	D（※）
LI 2.x.3	食料自給率（生産額ベース）	1.07	D	34.01	C（※）

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 3.1.1	出生数10万人当たりの妊産婦死亡数（（妊産婦死亡数／出生数）×100,000）	100.00	A	89.34	A
LI 3.1.2	医師、助産師の立会いの下で生まれた子供の割合（医師、助産師の立会いの下で生まれた子供の数／出生数）	85.64	A	71.14	B
LI 3.2.1	5歳未満児死亡率（5歳未満児死亡数／5歳未満人口）	69.53	B	56.74	B
LI 3.2.2	新生児死亡率（新生児死亡数／出生数）	71.97	B	61.27	B
LI 3.3.1	人口1,000人当たりのHIV感染者数（（HIV感染者数／総人口）×1,000）	34.35	C	81.26	A
LI 3.3.2	人口10万人当たりの結核感染者数（（結核感染者数／総人口）×100,000）	2.15	D	54.11	B
LI 3.3.3	人口1,000人当たりのマラリアによる死亡者数（（マラリアによる死亡者数／日本人人口）×1,000）	100.00	A	100.00	A（※）
LI 3.3.4	人口10万人当たりのB型肝炎による死亡者数（（B型肝炎による死亡者数／日本人人口）×100,000）	76.64	A	59.17	B
LI 3.4.1.1	人口10万人当たりの心血管疾患による死亡者数（（心疾患による死亡者数／日本人人口）×100,000）	56.67	B	46.73	C
LI 3.4.1.2	人口10万人当たりの癌による死亡者数（（癌による死亡者数／日本人人口）×100,000）	66.51	B	55.03	B
LI 3.4.1.3	人口10万人当たりの糖尿病による死亡者数（（糖尿病による死亡者数／日本人人口）×100,000）	66.94	B	53.29	B
LI 3.4.1.4	人口10万人当たりの呼吸器系疾患による死亡者数 （（呼吸器系疾患による死亡者数／日本人人口）×100,000）	57.04	B	55.46	B
LI 3.4.2	人口10万人当たりの自殺者数（（自殺者数／日本人人口）×100,000）	77.74	A	59.02	B
LI 3.6.1	人口10万人当たりの交通事故死亡者数（（交通事故死者数／総人口）×100,000）	82.19	A	55.58	B
LI 3.7.2.1	合計特殊出生率	26.39	C	44.41	C
LI 3.7.2.2	19歳以下の女性の出生率（19歳以下の女性の出生数／15～19歳の女性人口）	73.73	B	74.42	B
LI 3.8.1	1人当たり年齢調整後医療費	46.80	C	55.85	B
LI 3.8.2	1世帯当たり1か月間の健康関連支出 （（医薬品＋保健医療サービス＋健康保持用摂取品＋健康医療用品・器具）への支出／支出）	68.90	B	67.08	B

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 3.9.1.1	人口1人当たりの大気汚染による苦情件数（大気汚染による苦情件数／人口）	99.99	A	97.86	A
LI 3.9.1.2	人口1人当たりの水質汚濁による苦情件数（水質汚濁による苦情件数／人口）	85.24	A	58.72	B
LI 3.9.1.3	人口1人当たりの土壌汚濁による苦情件数（土壌汚濁による苦情件数／人口）	97.91	A	90.48	A
LI 3.a.1	喫煙率（喫煙者数／20歳以上人口）	65.61	B	44.77	C
LI 3.b.1	人口10万人当たりの薬剤師数	74.97	B	46.95	C
LI 3.c.1.1	人口10万人当たりの医師数	67.19	B	52.08	B
LI 3.c.1.2	人口10万人当たりの看護師数（（就業看護師数＋就業准看護師数）／総人口）×100,000）	19.77	D	46.87	C
LI 3.c.1.3	無医地区数	100.00	A	83.48	A
LI 3.x.1	人口1人当たりの災害拠点病院数（災害拠点病院数／総人口）	0.00	D	39.15	C
LI 3.x.2	人口1人当たりの国民医療費	50.39	B	62.19	B
LI 3.x.3	後期高齢者1人当たりの医療費	24.23	D	54.34	B（※）
LI 3.x.4	国民健康保険診療費（被保険者100人当たり）	40.07	C	34.11	C（※）
LI 3.x.5	特定健康診査実施率	29.87	C	44.41	C
LI 3.x.6	介護予防に資する通いの場への参加率	24.22	D	31.04	C
LI 3.x.7	BMIの平均値（男性）（ BMI-22 ）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 3.x.8	BMIの平均値（女性）（ BMI-22 ）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 3.x.9	平均寿命（男性）	50.16	B	63.73	B
LI 3.x.10	平均寿命（女性）	45.98	C	62.77	B

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）
（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理
①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 4.1.2	中等教育修了者率（（高等学校卒業生数＋中等教育学校卒業生数）／18歳人口）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-
LI 4.2.1	5歳未満の入院者割合（5歳未満の入院者数／5歳未満人口）	37.46	C	34.70	C
LI 4.2.2	（保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の在学・在学者数／6歳以下人口）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-
LI 4.3.1	求職者1人当たりの職業訓練費（職業訓練費／求職者（就業希望者）人口）	1.01	D	40.05	C
LI 4.4.1	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（生徒数／コンピュータ数）	18.69	D	45.16	C
LI 4.5.1.1	高校の男女比に関するパリティ指数（ $ 1 - (\text{高校の女子生徒数} / \text{男子生徒数}) $ ）	84.79	A	65.71	B
LI 4.5.1.2	大学の男女比に関するパリティ指数（ $ 1 - (\text{大学の女子学生数} / \text{男子学生数}) $ ）	24.50	D	38.03	C
LI 4.7.1	人口1人当たりの社会教育施設割合 （（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターの合計）／総人口）	0.00	D	29.64	C
LI 4.a.1.1	学校におけるインターネット接続率（光ファイバ回線）	97.17	A	83.05	A
LI 4.a.1.2	人口1人当たりの特別支援学校数（特別支援学校数／総人口）	3.33	D	38.13	C
LI 4.a.1.3	小中学校学生1人当たりのトイレ数（小中学校のトイレ数／小中学校児童生徒数）	34.80	C	53.49	B
LI 4.c.1	都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況 （「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）	19.20	D	34.23	C
LI 4.x.1	生徒1人当たりの教員数（小中学校）	26.00	C	40.48	C
LI 4.x.2	CEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合（中学生）	51.34	B	33.35	C
LI 4.x.3	1日10分以上読書する児童生徒の割合（小中学生） （（読書する児童数＋読書する生徒数）／（小学生数＋中学生数））	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 5.1.1	女性活躍推進計画の策定有無	100.00	A	100.00	A
LI 5.2.1	人口1人当たりの配偶者からの暴力相談件数（配偶者からの暴力相談件数／総人口）	73.87	B	66.31	B
LI 5.2.2	人口1人当たりの強制わいせつ・強制性交等罪の認知件数 （（強制わいせつの認知件数＋強制性交等罪の認知件数）／総人口）	7.40	D	62.00	B
LI 5.3.1	18歳未満で結婚した女性の割合（18歳未満で結婚した女性／女性人口）	92.10	A	71.21	B
LI 5.4.1.1	家事従事者に関するジェンダーパリティ指数 （（家事に従事する女性の人数／女性の労働力人口）／（家事に従事する男性の人数／男性の労働力人口））	18.09	D	47.44	C
LI 5.4.1.2	待機児童数割合（待機児童数／5歳以下人口）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 5.4.1.3	出生数当たりの育児休業等制度利用者数（男性）（育児休業等制度利用者数（男性）／出生数）	25.95	C	39.95	C
LI 5.4.1.4	家事関連に費やす時間の男女差 （ 1－（女性の「家事」「買い物」「介護・看護」「育児」時間の合計／男性の「家事」「買い物」「介護・看護」「育児」時間の合計） ）	34.87	C	35.65	C
LI 5.5.1	地方公共団体の議会議員の女性の割合 （（女性の都道府県議会議員数＋女性の市区町村議会議員数）／（都道府県議会議員数＋市区町村議会議員数））	64.04	B	23.41	D
LI 5.5.2	役員の女性の割合（女性の役員数／役員数）	42.56	C	50.76	B
LI 5.a.1	女性の農業経営者割合（女性農業経営者数／全農業経営者数）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 5.a.2	持ち家を持っている世帯のうち家計を主に女性が支えている世帯の割合 （持ち家を持っている世帯のうち家計を主に女性が支えている世帯／全世帯数）	34.54	C	48.64	C（※）
LI 5.c.1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業割合（「えるぼし」認定企業数／企業数）	16.80	D	11.56	D（※）
LI 5.x.1	一般労働者の賃金額の男女比（ 1－（女性の所定内給与額／男性の所定内給与額） ）	33.17	C	43.02	C
LI 5.x.2	パートナーシップ制度人口カバー率	100.00	A	46.00	C

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 6.1.1	上水道普及率（上水道給水人口／総人口）	85.28	A	67.60	B
LI 6.2.1	人口1人当たりの公衆衛生費（公衆衛生費／総人口）	53.64	B	41.70	C（※）
LI 6.3.1	下水道処理人口普及率	96.17	A	64.09	B
LI 6.3.2.1	水質の健康項目達成状況 （健康項目（27項目）の達成地点数（河川、湖沼、海域）／健康項目（27項目）の調査地点数（河川、湖沼、海域））	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 6.3.2.2	水質の生活環境項目達成状況 （（河川の BOD 達成水域数＋湖沼及び海域の COD 達成水域数）／（河川の BOD の類型指定水域数＋湖沼及び海域の COD の類型指定水域数））	80.57	A	69.61	B
LI 6.4.1.1	給水人口1人あたりの平均水使用量（生活用水使用量／給水人口）	64.87	B	65.19	B
LI 6.4.1.2	製造業出荷額当たりの工業用水使用量（工業用水使用量／製造業出荷額）	97.40	A	77.74	A
LI 6.4.2	水資源利用率（水使用量／水資源賦存量）	0.00	D	82.97	A（※）
LI 6.5.1	水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画の策定有無	0.00	D	36.17	C
LI 6.6.1	自然的土地利用割合（（総面積－可住地面積）／総面積）	0.00	D	61.09	B（※）
LI 6.a.1	人口1人当たりの下水道費（下水道費／総人口）	13.44	D	8.68	D（※）
LI 6.x.1	湧水保全活動の実施有無	0.00	D	46.81	C（※）

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 7.2.1.1	新エネルギー発電割合（新エネルギー発電量／全てのエネルギー発電量）	4.33	D	23.35	D
LI 7.2.1.2	世帯当たりの太陽光発電設置割合（10kW未満の太陽光発電設備導入件数／世帯数）	13.85	D	47.25	C
LI 7.2.1.3	太陽熱を利用した温水機器等がある住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	5.03	D	29.35	C（※）
LI 7.2.1.4	太陽光を利用した発電機器がある住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	12.35	D	46.65	C（※）
LI 7.3.1	県内総生産あたりのエネルギー消費量（エネルギー消費量／県内総生産）	87.92	A	70.05	B
LI 7.x.1	二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が設置されている住宅の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	14.72	D	33.67	C（※）
LI 7.x.2	自家発電割合（固有単位）	17.30	D	41.62	C（※）
LI 7.x.3	人口1人当たりの電力エネルギー消費量（電力エネルギー消費量／総人口）	77.64	A	60.82	B
LI 7.x.4	人口1人当たりの化石燃料使用量（化石燃料使用量／総人口）	93.34	A	83.64	A

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理
 ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 8.1.1.1	人口1人当たりの県内総生産 （県内総生産／総人口）	32.11	C	23.71	D
LI 8.1.1.2	人口1人当たりの県内総生産 対前年増加率	59.01	B	63.67	B（※）
LI 8.2.1.1	就業者当たりの県内総生産 （県内総生産／就業者数）	35.72	C	17.03	D
LI 8.2.1.2	就業者当たりの県内総生産 対前年増加率	59.01	B	63.64	B（※）
LI 8.3.1	産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」が認定を受けた市区町村割合 （産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」が認定を受けた市区町村数／市区町村数）	100.00	A	77.23	A
LI 8.4.1 LI 8.4.2	1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）	82.73	A	47.46	C
LI 8.5.1.1	待機児童数割合 （待機児童数／5歳以下人口）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 8.5.1.2	障害者の法定雇用率達成企業の割合 （障害者の法定雇用率達成企業数／企業数）	30.88	C	64.90	B
LI 8.5.1.3	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の市町村策定割合	19.06	D	30.17	C
LI 8.5.2	失業率 （完全失業者数／労働力人口）	34.75	C	60.98	B
LI 8.6.1	15～34歳に占める若年無業者の割合	49.22	C	39.54	C
LI 8.7.1	15～17歳の就業者割合 （15～17歳の主に仕事をしている人口／15～17歳の人口）	33.53	C	68.34	B

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 8.8.1	労災受給率（新規労災受給者数／就業者数）	36.68	C	65.40	B
LI 8.8.2.1	平均超過労働時間（超過実労働時間数（企業規模計10人以上））	71.43	B	57.14	B
LI 8.8.2.2	離職率（離職者数／（継続就業者数＋転職者数＋離職者数））	30.99	C	43.92	C
LI 8.9.1.1	県内総生産当たりの観光消費額（観光消費額／県内総生産）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 8.9.1.2	観光消費額単価	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 8.10.1	人口1人当たりの銀行数（銀行数／総人口）	26.89	C	38.43	C (※)
LI 8.x.1	「くるみん」認定企業割合（「くるみん」認定企業数／企業数）	14.78	D	22.85	D (※)
LI 8.x.2	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業割合（「えるぼし」認定企業数／企業数）	16.80	D	11.56	D (※)
LI 8.x.3	66歳以上で働ける制度がある企業の割合	12.79	D	51.99	B
LI 8.x.4	健康経営優良法人の認定割合（（大規模＋中小規模健康経営優良法人）／企業数）	75.20	A	34.37	C (※)
LI 8.x.5	労働生産性（付加価値額／従業員数）（一部の県：データなし）	74.96	B	43.23	C (※)

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 9.1.1.1	舗装道路割合（舗装道路実延長／道路実延長）	100.00	A	30.00	C
LI 9.1.1.2	最寄りの交通機関までの距離が2000m以下となる普通世帯割合 （駅まで2000m未満の世帯数／総世帯数）	91.28	A	46.98	C（※）
LI 9.2.1.1	人口1人当たりの製造業粗付加価値額（製造業粗付加価値額／総人口）	25.16	C	39.33	C（※）
LI 9.2.1.2	県内総生産当たりの製造業粗付加価値額（製造業粗付加価値額／県内総生産）	26.71	C	45.67	C（※）
LI 9.2.2	製造業労働者割合（製造業労働者数／全労働者数）	26.71	C	45.67	C（※）
LI 9.4.1	県内総生産当たりのCO2排出量（CO2排出量／県内総生産）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 9.5.2	人口1人当たりの大学教員数（大学教員数／総人口）	28.12	C	21.46	D
LI 9.a.1	人口1人当たりの土木費（土木費／総人口）	25.41	C	32.72	C（※）
LI 9.b.1	全粗付加価値額に占める粗付加価値額（電気機械器具製造業） （粗付加価値額（電気機械器具製造業）／製造業粗付加価値額）	46.61	C	30.30	C
LI 9.c.1	インターネット普及率	73.10	B	42.86	C
LI 9.x.1	オープンデータ取組済の市区町村割合（オープンデータ取組済市区町村／市区町村数）	58.68	B	58.29	B
LI 9.x.2	研究者1人当たりの論文数（論文数／研究者数）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	-（※）

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 10.2.1	年間収入100万円未満の世帯割合（年間収入100万円未満の世帯数／総世帯数） ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	57.56	B	57.05	B
LI 10.3.1	障害者差別解消に関する条例策定の有無	100.00	A	82.98	A
LI 10.4.1	県内総生産労働分配率（県民雇用者報酬／県内総生産）	39.63	C	40.45	C
LI 10.4.2	ジニ係数	38.27	C	63.46	B
LI 10.x.1	65歳以上が居住する世帯においてバリアフリー化がされている世帯数の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	4.38	D	34.21	C
LI 10.x.2	生産年齢人口当たりの高齢者数（65歳以上人口／15～64歳人口）	53.29	B	47.83	C

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 11.1.1.1	ホームレス割合（ホームレスの数／総人口）	0.00	D	88.82	A
LI 11.1.1.2	最低居住面積水準以下世帯割合（最低居住面積水準以下世帯数／主世帯数）	28.77	C	71.72	B（※）
LI 11.2.1.1	鉄道・電車・バスの利用割合 （15歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数／15歳以上自宅外通勤・通学者数）	4.19	D	40.85	C（※）
LI 11.2.1.2	最寄りの交通機関までの距離が2000m以下となる普通世帯の割合 （駅まで2000m未満の距離にある世帯数／総世帯数）	91.28	A	46.98	C
LI 11.3.1.1	人口自然増減（出生数-死亡数）／総人口	61.04	B	46.90	C
LI 11.3.1.2	人口社会増減（転入数-転出数）／総人口	63.28	B	41.43	C
LI 11.3.1.3	市街化調整区域面積割合（市街化調整区域面積／総面積）	100.00	A	27.82	C
LI 11.4.1	平均文化財保存事業費（補助金の交付額）（補助金額／補助金交付件数）	35.98	C	18.24	D（※）
LI 11.5.1	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者数（5か年平均） （自然災害による死者・行方不明者数／総人口）	98.92	A	94.03	A（※）
LI 11.5.2	県内総生産当たりの自然災害による被害額（5か年平均） （自然災害による被害額／県内総生産）	99.93	A	93.51	A（※）
LI 11.6.1	廃棄物の最終処分割合（最終処分量／ごみの総排出量）	65.02	B	43.94	C
LI 11.6.2.1	PM2.5濃度に対する環境基準達成率	100.00	A	100.00	A
LI 11.6.2.2	SPM濃度に対する環境基準達成率	100.00	A	97.87	A
LI 11.7.1.1	可住地面積当たりの図書館数（図書館数／可住地面積）	38.92	C	10.83	D
LI 11.7.1.2	可住地面積当たりの公民館数 （公民館数／可住地面積）	36.27	C	25.98	C

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 11.7.1.3	可住地面積当たりの公園面積（公園面積／可住地面積）	78.68	A	18.17	D
LI 11.7.2	人口1人当たりの性犯罪認知件数（性犯罪認知件数／総人口）	99.61	A	92.61	A
LI 11.a.1.1	市街化調整区域内人口割合（市街化調整区域内人口／総人口）	92.78	A	68.04	B
LI 11.a.1.2	地域サポーターを設置している市区町村の割合	20.67	D	19.01	D
LI 11.b.1.1	防災訓練実施回数	4.70	D	9.54	D
LI 11.b.1.2	防災カルテを作成している市区町村の割合（防災カルテ作成市区町村数／市区町村数）	96.32	A	34.83	C
LI 11.b.2	自主防災組織活動カバー率	89.00	A	81.51	A
LI 11.x.1	空き家率（空き家数／総住宅数） ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	55.59	B	56.81	B
LI 11.x.2	最寄りの緊急避難場所までの2000m以内の世帯割合 （最寄りの緊急避難場所までの2000m以内の世帯数／総世帯数） ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	42.81	C	36.89	C
LI 11.x.3	最寄りの老人デイサービスセンターまでの2000m以内の、65歳以上の世帯員のいる主世帯数の割合 ※市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。	57.89	B	49.63	C
LI 11.x.4	人口1万人当たりの火災出火件数	86.14	A	45.82	C
LI 11.x.5	人口1,000人当たりの悪臭による苦情件数	69.30	B	61.45	B
LI 11.x.6	人口1,000人当たりの騒音による苦情件数	21.79	D	69.24	B
LI 11.x.7	騒音に係る環境基準達成率	92.39	A	78.74	A
LI 11.x.8	人口1,000人当たりの振動による苦情件数	31.29	C	79.19	A

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 12.2.1	1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）	49.04	C	45.92	C
LI 12.3.1	人口1人当たりの食品廃棄物等の年間発生量（食品廃棄物等の年間発生量／総人口）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-
LI 12.4.2	有害廃棄物割合（その他の廃棄物／廃棄物の総搬入量）	95.08	A	82.06	A
LI 12.5.1	ごみのリサイクル率	1.14	D	28.58	C
LI 12.7.1	グリーン購入の取り組み度の評価	100.00	A	51.67	B
LI 12.a.1	人口1人当たりの新エネルギー発電量（新エネルギー発電量／総人口）	1.47	D	26.70	C
LI 12.c.1	県内総生産当たりの化石燃料使用量（化石燃料使用量／県内総生産）	92.79	A	82.45	A
LI 12.x.1	人口1人当たりの産業廃棄物の不適正処理量（不適正処理量／総人口）	99.14	A	92.39	A
LI 12.x.2	人口1人当たりの産業廃棄物の不法投棄（不法投棄量／総人口）	100.00	A	95.40	A

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 13.1.1	人口1人当たりの自然災害による死者・行方不明者数（5か年平均） （自然災害による死者・行方不明者数／総人口）	98.92	A	94.03	A（※）
LI 13.1.2.1	防災訓練実施回数	4.70	D	9.54	D
LI 13.1.2.2	防災カルテを作成している市区町村の割合（防災カルテを作成する市区町村数／市区町村数）	96.32	A	34.83	C
LI 13.1.3	自主防災組織活動カバー率	89.00	A	81.51	A
LI 13.2.1.1	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定有無	100.00	A	100.00	A
LI 13.2.1.2	温暖化対策地方実行計画における気候変動適応計画の策定有無	100.00	A	97.87	A
LI 13.2.2	人口1人当たりのCO2排出量（CO2排出量／総人口）	39.05	C	71.65	B
LI 13.x.1	ゼロカーボンシティの表明有無	100.00	A	95.74	A
LI 13.x.2	グリーンボンドの発行有無	100.00	A	23.40	D
LI 13.x.3	水害区域面積割合（5か年平均）（水害区域面積計／面積）	99.89	A	89.02	A

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 14.1.1.1	清掃延べ距離当たりの人工物回収量（人工物回収量（容積）／清掃延べ距離） （一部の県：データなし）	N.A.(欠損値)	-	6.86	D (※)
LI 14.1.1.2	海域COD（環境基準達成の割合）（一部の県：データなし）	50.00	B	73.11	B (※)
LI 14.4.1.1	漁獲量及び養殖収獲量（5か年平均）（一部の県：データなし）	1.69	D	11.77	D (※)
LI 14.4.1.2	国際水準の水産エコラベルに関する国内の生産段階認証件数	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 14.a.1	研究費当たりの水産技術関連の研究費割合 （水産関連研究所の研究費／水産関連研究所を含むその他県内の研究所の総研究費）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 14.x.1	水質の健康項目達成状況 （健康項目（27項目）の達成地点数（河川、湖沼、海域）／健康項目（27項目）の調査地点数（河川、湖沼、海域））	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 14.x.2	水質の生活環境項目達成状況 （（河川の BOD 達成水域数＋湖沼及び海域の COD 達成水域数）／（河川の BOD の類型指定水域数＋湖沼及び海域の COD の類型指定水域数））	81.12	A	73.78	B
LI 14.x.3	水浴場（開設前）の水質状況（「適」評価の水浴場数／水浴場数）	0.00	D	73.01	B (※)

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 15.1.1	森林面積割合 （森林面積／総面積）	0.00	D	46.21	C（※）
LI 15.1.2	（自然環境保全地域面積＋自然公園面積）の割合 （（自然環境保全地域面積＋自然公園面積）／総面積）	17.87	D	38.75	C（※）
LI 15.2.1.1	林業試験指導機関人員率（林業試験指導機関人員／総人口）	2.11	D	32.64	C（※）
LI 15.2.1.2	森林認証制度で認証された森林面積割合 （FSC認証またはSGEC/PEFC認証を取得した森林面積／森林面積）	22.14	D	13.05	D（※）
LI 15.4.1	鳥獣保護区割合（鳥獣保護区面積／総面積）	16.76	D	27.06	C（※）
LI 15.5.1	面積当たりの絶滅危惧種数（絶滅危惧種数／総面積）	9.33	D	68.42	B（※）
LI 15.9.1	生物多様性地域戦略の策定有無	100.00	A	93.62	A
LI 15.x.1	保安林面積の割合（保安林面積／森林面積）	27.35	C	42.75	C

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 16.1.1	人口1人当たりの殺人認知件数（殺人の認知件数／総人口）	0.00	D	60.04	B
LI 16.1.3.1	人口1人当たりの（強制わいせつ・強制性交等罪）の認知件数 （（強制わいせつの認知件数＋強制性交等罪の認知件数）／総人口）	7.40	D	62.00	B
LI 16.1.3.2	学校での暴力行為発生件数（1,000人当たり）	37.40	C	57.90	B
LI 16.1.4	人口1人当たりの刑法犯認知件数（刑法犯認知件数／総人口）	0.00	D	64.80	B
LI 16.2.1	18歳未満人口1人当たりの児童虐待相談対応件数 （児童相談所での児童虐待相談対応件数／18歳未満人口）	8.05	D	50.01	B
LI 16.2.2	人口1人当たりの略取誘拐罪・人身売買の認知件数 （略取誘拐罪・人身売買の認知件数／総人口）	45.32	C	68.95	B
LI 16.3.1.1	人口1人当たりの粗暴犯の認知件数（粗暴犯の認知件数／総人口）	38.52	C	55.17	B
LI 16.3.1.2	刑法犯検挙率	0.00	D	50.63	B
LI 16.4.1	人口1人当たりの賭博認知件数（賭博認知件数／総人口）	82.95	A	88.71	A
LI 16.4.2	人口1人当たりの組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数／総人口）	64.77	B	68.29	B
LI 16.5.1 LI 16.5.2	人口1人当たりの賄賂罪の認知件数（賄賂罪の認知件数／総人口）	98.48	A	91.13	A

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 16.7.1.1	地方公共団体の議会議員の女性の割合 （（女性の都道府県議会議員数＋女性の市区町村議会議員数）／（都道府県議会議員数＋市区町村議会議員数））	64.04	B	23.41	D
LI 16.7.1.2	地方公務員の職員（一般行政職）数における35歳以下の職員の割合 （35歳以下職員数／職員総数）	N.A.(欠損値)	-	#DIV/0!	-（※）
LI 16.7.1.3	地方公共団体の管理職等に占める女性の割合 （管理職等（部局長・次長相当職＋課長相当職＋課長補佐相当職＋係長相当職）の女性の人数／管理職等（部局長・次長相当職＋課長相当職＋課長補佐相当職＋係長相当職）の人数）	37.48	C	41.81	C
LI 16.7.1.4	都道府県の公的機関における障害者雇用率 （障害者の数（都道府県知事部局＋その他の都道府県機関＋都道府県教育委員会）／法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（都道府県知事部局＋その他の都道府県機関＋都道府県教育委員会））	0.17	D	2.35	D
LI 16.7.2	国政選挙の投票率（直近の衆議院選もしくは参議院選の選挙区の値を用いる）	41.67	C	35.68	C
LI 16.10.2	オープンデータ取組済の市区町村割合（オープンデータ取組済市区町村／市区町村数）	43.45	C	44.14	C
LI 16.x.1	行政機関における内部の職員等からの通報・相談窓口設置率	70.88	B	49.04	C
LI 16.x.2	行政機関における外部の労働者等からの通報・相談窓口設置率	53.34	B	32.50	C
LI 16.x.3	マイナンバーカード普及率	44.53	C	43.17	C
LI 16.x.4	都道府県別の一票の格差 （（有権者数／衆議院議員定数）／（（有権者数／衆議院議員定数）が最小である都道府県の値））	8.36	D	31.14	C（※）

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
 指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

（※）以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
 ⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

指標番号	指標名	個別指標値・評価			
		大阪府		全国平均	
LI 17.1.1	県内総生産に占める歳入の割合（歳入／県内総生産）	17.19	D	45.20	C
LI 17.1.2.1	財政力指数	59.45	B	29.11	C (※)
LI 17.1.2.2	地方税割合（対歳入決算総額）	43.43	C	27.11	C (※)
LI 17.1.2.3	自主財源の割合（対歳出決算総額）	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 17.4.1	実質公債費比率	60.80	B	52.41	B (※)
LI 17.6.1	世帯当たりのブロードバンド契約数	N.A.(欠損 値)	-	#DIV/0!	- (※)
LI 17.8.1	インターネット普及率	73.10	B	42.86	C
LI 17.13.1.1	地方銀行の不良債権比率 ※地方銀行が複数ある場合、大きい方の値を採用	93.45	A	85.91	A
LI 17.13.1.2	地方銀行の自己資本比率 ※地方銀行が複数ある場合、小さい方の値を採用	28.81	C	30.28	C
LI 17.14.1	SDGsの各種計画への反映有無	100.00	A	97.87	A
LI 17.17.1.1	地域サポーターを設置している市区町村の割合	20.67	D	19.01	D
LI 17.17.1.2	都道府県別姉妹提携自治体数	75.00	A	30.67	C
LI 17.18.1	ローカル指標（自治体独自の評価指標）の設定の有無	100.00	A	80.85	A
LI 17.x.1	SDGs未来都市選定都市への選定有無	100.00	A	34.04	C
LI 17.x.2	大学における留学生割合（留学生／大学生数）	35.88	C	26.86	C
LI 17.x.3	人口1,000,000人当たりのJICA海外協力隊の隊員数 ((JICA海外協力隊の隊員数／総人口) ×1,000,000)	8.44	D	43.98	C

統計データを国内全都道府県別に集計し、最大値を100、最小値を0とする指数に換算
指標（スコア）を4段階で表示（100～76を「A」、75～51を「B」、50～26を「C」、25以下を「D」）

(※) 以下の理由により外的要因が大きいと考えられる指標については、国内比較の個別指標の分析から除外をして整理

- ①地域差による影響の大きいもの ②自然災害等の突発的な影響を受けるもの ③各都道府県の予算規模の影響を受けるもの ④全都道府県のデータがそろっていないもの
⑤途上国向けの指標と考えられるもの⑥企業等による任意の申請を評価したもの ⑦類似する複数の指標があり評価に偏りが生じると考えられるもの（代表的な指標で評価）

ご清聴ありがとうございました。

大阪府 SDGs



⇒ HP「大阪府／大阪府におけるSDGsの取組み」

【お問い合わせ先】

大阪府 政策企画部 企画室 連携課

TEL:06-6944-6118

Mail:osaka_SDGs@gbox.pref.osaka.lg.jp



OSAKA SDGs



大阪府